

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則（以下「会則」という。）第14条第2項の規定に基づき、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、唐津市スポーツ局国スポ・全障スポ総務課及び国スポ・全障スポ競技課に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局課長
- (3) 事務局職員

2 事務局の職員は、別表2に掲げる唐津市職員をもって充てる。

3 事務局の職員は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、唐津市職員以外の者を事務局の職員として置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括するものとし、会長が民法（明治29年法律第89号）第108条に規定する双方代理の禁止規定に抵触する契約を締結しようとするときは、その職務を委任する。

2 事務局課長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるとき、又は

欠けたときには、その職務を代理する。また、事務局長の命を受け、事務局の事務の統括に当たる。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(服務)

第6条 職員の服務については、唐津市の例による。

第2章 決裁

(会長の権限に属する事項)

第7条 会長の権限に属する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総会の招集に関する事。
- (2) 総会に付すべき事項に関する事。
- (3) 実行委員会の委員及び役員（以下「委員等」という）の委嘱等に関する事。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営について特に重要と認められる事項に関する事。

(専決事項等)

第8条 事務局長及び事務局課長の専決事項は、唐津市事務決裁規程（平成17年1月1日規程第10号）を準用する。この場合において、副市長及び部長の区分は事務局長の決裁事項とし、それ以外の区分は事務局課長の専決事項とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局課長がその事務を代決する。

3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに会長及び事務局長に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示さ

れたもの又は定例若しくは軽易なものについては、この限りでない。

第3章 文書取扱

(文書の記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は「唐国ス実」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文書の保存)

第11条 事務の処理が完結した文書は、事務局において編集し、唐津市文書規程（平成17年1月1日規程第12号）を準用し、保存しなければならない。

2 会則第18条の規定により実行委員会が解散したときは、保存する文書を唐津市へ引き継ぐものとする。

第4章 公印

(公印)

第12条 実行委員会の公印は、別表3のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局課長が管理する。

(準用)

第13条 この章の定めるもののほか、公印の取り扱いについて、唐津市の例による。

第5章 財務

(旅費等)

第14条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として唐津市の例による。

(費用弁償)

第15条 実行委員会の委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、この限りではない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、前条第2項の例による。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第16条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局課長をもって充てる。

(出納閉鎖)

第19条 毎会計年度の出納は、当該年度の3月末日をもって閉鎖する。

(金融機関の指定)

第20条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第21条 この章に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、唐津市財務規則（平成17年1月1日規則第41号）を準用する。

第6章 補則

(委任)

第22条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織及び運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

(1) 事務局の組織、人事、服務等に関すること。
(2) 総会、常任委員会及び専門委員会の事務に関すること。
(3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
(4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。
(5) その他、実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表 2（第 4 条関係）

事務局長	唐津市スポーツ局長
事務局課長	唐津市スポーツ局 国スポ・全障スポ総務課長 国スポ・全障スポ競技課長
事務局職員	唐津市スポーツ局 国スポ・全障スポ総務課職員、会計年度任用職員 国スポ・全障スポ競技課職員、会計年度任用職員

別表 3（第 1 2 条関係）

公印の種類	ひな型	形状	寸法	書体
SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会長	 <p>S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会 会 長 之 印</p>	正方形	24 ^{ミリ} 角	隸書
SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会事務局長	 <p>S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会 事 務 局 長 之 印</p>	正方形	24 ^{ミリ} 角	隸書